

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認香川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 7 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から同年9月まで  
昭和59年6月に、それまで勤務していた事業所を退職したことに伴い、A市役所へ出向いて国民年金の加入手続を行った。その後、納付書が郵送されてきたので地元の銀行で保険料を納付した。この時に納付した金額は10万円を超えるくらいであったと記憶している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和59年6月時点でそれまで勤務していた事業所を退職したことに伴い、国民年金の加入手続をして、間もなく保険料を納付した。」と主張しているが、現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後に同記号番号の払出しを受けた者の記録から、61年9月に払い出されたものと確認できる上、オンライン記録及びA市役所が保管している被保険者名簿によると、申立期間直後の59年10月から61年3月までの国民年金保険料が同年12月25日に過年度納付されていることが確認できることから、当該保険料の納付時点では、申立期間に係る保険料は時効により納付することができなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 5 日から 60 年 1 月 1 日まで  
② 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 平成 5 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間①について、A社には、常時5人の従業員が勤務しており、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたにもかかわらず、適用事業所となっていなかった。

しかし、昭和54年の源泉徴収票においては、社会保険料控除額を記載する欄に金額の記載があるので調べてほしい。

申立期間②について、B社に、平成5年3月末日まで在籍していたが、同年3月31日に有給休暇を取得したことから同年3月30日付けで退職したことになっている。

しかし、平成5年3月分の給与明細書では、同月分の厚生年金保険料が控除されているので調べてほしい。

申立期間③について、C協会D支部では、平成5年6月21日から働いており、雇用保険の被保険者記録は同日からとなっているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、同年7月1日となっている。

平成5年の源泉徴収票には、社会保険料について控除金額の記載があり、また、当時の上司から厚生年金保険料を多く納めれば将来受け取る年金額が多くなると言われ、入社時から同保険料を本来の金額より多めに控除されていたと記憶しているので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、昭和50年4月1日から59年12月31日までの期間、A社での記録が確認できる上、申立人の主張、同社の元事業主及び申立人の前任者の供述から、申立人

は、45年11月25日ころから同社で勤務していたものと推認できる。

しかし、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない上、同社の元事業主は、「同社の厚生年金保険の適用について社会保険事務所（当時）に相談に行ったが、従業員の人数が少ないので加入はできないと言われ加入していなかった。」と供述している上、同社の元事業主及び同僚は、「同社は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったため、同社で勤務していた期間は国民年金に加入していた。」と供述しており、申立人の国民年金のオンライン記録は、申立期間①を含む昭和36年4月23日から60年3月28日までの期間、申立人が国民年金に加入し、保険料をすべて納付していることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間①の期間のうち、昭和54年分給与所得の源泉徴収票を見ると、当該源泉徴収票の社会保険料の金額欄には、「80,094」及び「38,640」と二段書きで記載されていることが確認できるが、当該金額の合計額は、同源泉徴収票に記載された支払金額から推認できる同年分の社会保険料額と乖離している上、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は同年の国民年金保険料を前納していることが確認でき、同年分の源泉徴収票の社会保険料の金額欄に記載された「38,640」は、同年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料を前納した場合の金額と一致しており、申立人が、「年末調整の時期には、国民年金保険料等の領収書を、A社に提出していたと思う。」とも主張していることを併せて判断すると、当該社会保険料の金額欄に記載された「38,640」は、申立人の国民年金の保険料額であり、「80,094」は、国民健康保険の保険料額であると推認できる。

さらに、A社の元事業主は、「同社に係る資料は、閉鎖時にすべて廃棄してしまった。」と供述していることから、申立期間①当時の申立人に係る関連資料を得ることができない上、申立期間①において事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B社では、平成5年3月31日まで働いていたが、同日は有給休暇で休んだと記憶しているのに同年3月30日に退職したようになっている。また、同年3月に支給された給与明細書では、同年3月分の厚生年金保険料が控除されている。」と主張している。

しかし、B社に昭和56年から現在まで勤務している同僚は、「11月に入社した社員が、翌年の3月に有給休暇を取得することはできないと思う。」と供述している上、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の控えから、申立人の資格喪失日が、平成5年3月31日であることが確認でき、同社での申立人の雇用保険の被保険者記録においても、離職日が、同年3月30日であることが確認できる。

また、申立人は、B社において事業主により給与から厚生年金保険料控除されていたことを証明する資料として、同社の平成4年11月支給分から5年3月支給分の給与明細書を提出しているところ、当該明細書では、同年3月分の給与から厚生年金保険料として、1万3,050円が控除されているものの、同年4月分の給与において同額の厚生年金保険料が返金されていることが確認できる。このことについて、前述の同僚は、「申立期間②当時の社会保険事務担当者は既に退職しており、詳細は不明であるが、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年3月31日で届出していたため、同年3月分として送付された厚生年金保険料の納入告知書の金額に、申立人分が含まれていなかったため、翌月の給与で返金したと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録及びC協会D支部から提出された日々雇用（アルバイト）職員伺簿から、申立人が平成5年6月21日から同協会に勤務していたことが認められ、同伺簿において、同年6月21日から同年6月30日までの8日間の給与として、3万5,760円が、同年7月分から同年9月分までの給与として、それぞれ9万8,340円が支給されていることが確認できる。

一方、申立人は申立期間③の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを証明する資料として、平成5年分、6年分、9年分から12年分まで及び14年分から16年分までの給与所得の源泉徴収票、及び支給月の記載が無い場合支給月を特定することができない給与明細書1枚を提出しており、そのうち、申立期間③を含む5年分給与所得の源泉徴収票から計算すると、C協会D支部において、同年6月21日から同年12月31日までの期間に申立人に支払われた給与総額70万5,603円に対して、積算根拠は不明であるが、社会保険料等として25万3,748円が控除されていることとなり、当該控除額は本来の社会保険料に対して高額であるが、このことについて、申立人は、「申立期間③当時の同協会の造園課長から、将来年金が多く貰えるように年金保険料は多めに引いておきますと言われた。」と主張している。

しかしながら、C協会D支部の元造園課長は、「私は、申立期間③当時、申立人に対して仕事の割り振りに関する指示は行っていたが、社会保険に関する事務には関与していなかったため、申立人に厚生年金保険料に関する話はしてない。」と供述しており、申立期間③に係る平成5年分以外の給与所得の源泉徴収票においては、その支払金額に対する社会保険料等の金額は、おおむね適正なものと認められる上、同協会から提出された日々雇用（アルバイト）職員伺簿に記載されている給与支給額により、同年7月から同年9月までの期間に支払われた給与額であると推認できる申立人から提出のあった給与明細書においても、総支給額9万8,340円に対し、同年の保険料率に

見合う適正な厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

また、前述の申立人から提出のあったC協会D支部において平成5年7月から同年9月までの期間に支払われた給与の明細書と推認できる給与明細書から、同年7月から同年12月までの期間に、申立人の給与から社会保険料として合計約6万9,000円が控除されていたものと推認できるところ、仮に、当該金額に、国民年金保険料及び国民健康保険料として申立人が同年中に納付したと推認できる金額（約10万円）を加算した額を5年分給与所得の源泉徴収票から算出できる社会保険料控除額25万3,748円から差し引くと、約8万4,000円となるが、当該8万4,000円が同年6月分の給与から控除された同月分の厚生年金保険料であったと仮定した場合、同年6月分として支給された申立人の賃金額3万5,760円の方が低額となり、不合理である。

これらを併せて判断すると、平成5年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額は、その理由は不明であるが、申立人の給与から控除された社会保険料額を記載したものではないと推認できる。

さらに、C協会D支部から提出された平成11年4月26日に社会保険事務所（当時）が受け付けている申立人の健康保険被扶養者（異動）届において、申立人の資格取得日は5年7月1日となっていることも確認できる。

加えて、C協会D支部の社会保険事務担当者は、「提出した健康保険被扶養者（異動）届等の書類以外に申立期間③当時の給与台帳等、申立内容に係る事実を確認できる資料は無い。」と供述している上、申立人の平成5年6月分の給与からの厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる同月分の給与明細書は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで  
私は、申立期間において、A社B支店に傭人として勤務し、厚生年金保険に加入していたので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の職員カードを見ると、入社前歴欄に、「32. 2 A社B支店C作業所 傭人として入社」と記載されていることが確認できる上、申立人の同社での雇用保険の被保険者資格の取得日は、昭和 32 年 4 月 1 日となっていることから、申立人が申立期間に同社B支店で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の同保険被保険者資格の取得日は、昭和 34 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、前述の職員カードにおいて、申立人は、A社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 34 年 4 月 1 日付けで雇員となっていることが確認できるところ、オンライン記録から同支店で 35 年 2 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚 3 人は、「同社において雇員となった時から厚生年金保険の被保険者記録はあるが、傭人期間中には記録が無い。」と供述している上、申立人が、「私より 1 か月遅れて同社B支店で傭人として働き始めた。」と主張している同僚のオンライン記録を見ると、同年 2 月 1 日に同支店で被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社B支店における傭人期間の厚生年金保険の取扱いについて、同社の現在の担当者は、「申立期間当時、傭人に係る社会保険の取扱いは作業所単位で決めていたので、申立期間当時の同社B支店の取扱いは分からない。」と供述している上、申立期間当時の同支店の労務担当者は既に死亡しており、

同支店における傭人期間における厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

加えて、申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

工業学校機械科を昭和 17 年 3 月に卒業して、すぐ A 社に就職して終戦により同社を退職し帰郷した。帰郷後、就職の際に書いた履歴書が残っており、それには同年 4 月に同社検査課入社と記載されているので社会保険事務所（当時）に照会したところ、オンライン記録では 19 年 6 月 1 日からの加入期間になっているとの回答をもらったが、履歴書の入社日と相違しており社会保険事務所の回答には納得できないため、申立てどおりの期間を認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人自筆の履歴書には、A 社に昭和 17 年 4 月に入社と記載されている上、同社が保管する被保険者台帳の申立人の欄には、入社日と思われる同年 3 月 24 日の日付が記載されていることから、申立人は、工業学校機械科を卒業後、すぐに同社で勤務したものと推認できる。

しかしながら、申立期間のうち昭和 17 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日に係る申立てについては、男子労働者が適用対象者となる労働者年金保険法が同年 1 月 1 日に制定され、同年 5 月 31 日までの期間は、同法施行に係る事務手続の準備期間であったため、この間において労働者年金保険被保険者資格を取得した者の保険給付及び費用の負担に関しては、被保険者期間に算入されない。

また、A 社の厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る同被保険者台帳において、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 19 年 6 月 1 日である旨記載されているとともに、同社が保管している申立人に係る被保険者台帳においても、資格取得年月日の項目に同日が記載されていることが確認できる。

さらに、労働者年金保険法は、厚生年金保険法に改正され、昭和19年6月に同改正法が施行されるまで、被保険者の対象となるのは、工場などで働く男子労働者（主として肉体的労働に従事する者）であり一般職員は対象とならないが、申立人の学歴（工業学校機械科卒業）や製品の検査が中心であった業務内容及び申立人が就職先の事業所に提出した履歴書に「A社検査課」と記載されていることなどから判断すると、申立人は、労働者年金保険法に該当しなかった可能性がうかがえる上、申立期間当時の同僚で「申立人と同様に工業学校を17年3月に卒業後、すぐにA社に入社して設計課に配属された。」と供述している者のオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格取得日は、19年6月1日とされている。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から30年4月20日まで  
年金記録確認のため、社会保険事務所（当時）で期間照会をした際に、A社B営業所に勤務した期間について、既に脱退手当金が支給されているので年金として支給できないと言われ、初めて脱退手当金制度があることを知った。仮に、脱退手当金を受領したのであれば、何らかの証拠となる書類があるはずであるが、そのような書類は全く無いので詳細な調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の現在の総務担当者は、「申立期間当時、当社では、退職者に対し脱退手当金について説明をした上で、受給を希望する者については当社が代理請求及び代理受領し、退職金とは別に現金で手渡していた。」と供述している上、申立期間当時は、通算年金制度創設前であることから、同社B営業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社B営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、申立人が同社B営業所を退職した約9か月後の昭和31年1月19日に氏名変更された旨の記載があり、申立期間の脱退手当金が同年1月14日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から同年9月1日まで  
社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所で正職員として勤務していた平成7年2月1日から同年9月1日までの期間、加入していた記録が無いとの回答をもらった。  
当該期間について保険料を払っていたはずなので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された雇用保険被保険者証並びに事業主から提出された申立人の給与明細書、就労証明書、雇用保険被保険者資格取得届、国民健康保険被保険者資格取得届及び健康診断報告書から判断すると、申立人が申立期間のうち平成7年3月1日から同年8月3日までは、A事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所番号等索引簿及びオンライン記録において、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したことは確認できない。

また、A事業所の事業主は、「従業員の給与からB国民健康保険料、雇用保険料及び所得税については源泉控除しているが、当事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないため、厚生年金保険料については控除していない。」と供述しており、事業主から提出された申立人に係る平成7年3月から同年7月までの給与明細書により、この間の給与から厚生年金保険料を控除していないことが確認できる。

さらに、申立人が主張する給与から控除された社会保険料の金額と給与支払明細書に記載されているB国民健康保険料と雇用保険料を合算した金額は、ほぼ一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで

父親が勤務していた関係でA社に入社し、昭和 28 年 3 月 1 日から 37 年 9 月 1 日までの間、正社員で塗装工として勤務していたが、給料のベースアップのことで会社と折り合いがつかず自分を含めて7人が一緒に辞めて転職した。

後になって事務員から、厚生年金保険の加入記録が無いということを知ったが、厚生年金保険に加入していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、口頭意見陳述において、A社に入社した時期について、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 28 年 7 月 1 日より後の「28 年暮れか 29 年春ころであった。」と主張を変更しているところ、同社の申立期間当時の事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は「当時は社会保険に加入して保険料を引かれ、手取り給料が少なくなるくらいなら会社を辞めるといった者も多くおり、仕事に来たり来なかったりする者も大勢雇っていた。従業員の出入りの激しい時代でもあり、社会保険に加入していなかった者も多かった。」と供述しており、また、同僚の一人は「社会保険の適用事業所となった当時、強制加入ということで加入しないといけないと会社から言われたようなことがあったが、保険料を引かれるくらいなら加入しないという者も何人かいた。」と供述している。

また、申立期間当時、申立人と仕事の内容や雇用形態等が同じであったとみられる同僚4人のうち1人は申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、被保険者記録がある3人のうち1人は「途中から自分の意志で、

事業主と交渉の上、厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、A社の元事業主は申立期間当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も見られない上、オンライン記録から、申立人は、昭和36年4月から37年8月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 2 月 8 日まで

昭和 47 年 3 月に短大を卒業後すぐに、婚約者であった夫の両親が経営するA社に就職し、48 年 5 月 \* 日に結婚（入籍日は妊娠を契機に手続を行ったため 49 年 2 月 \* 日）後も現在まで継続して勤務している。

しかし、私の厚生年金保険被保険者の資格取得日は入籍日である昭和 49 年 2 月 \* 日と記録され、結婚後、本格的に仕事を始めた夫の同資格の再取得日である 48 年 10 月 1 日より後になっている。私の健康保険の番号が夫より前であることから、少なくとも私の方が夫より前に同資格を取得しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

短大卒業後、A社に就職してから入籍に至るまでの過程についての申立人の主張が具体的であり、申立人の義母が、「短大卒業後に就職した。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、「私の健康保険番号は夫より前であることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日についても私の方が夫よりも前のはずである。」と主張しているところ、申立人の夫の厚生年金保険への再加入手続については、申立人の夫が、「大学 2 年からずっと父の仕事を手伝っていたが、途中で社会保険事務所（当時）の指摘を受けて厚生年金保険に加入した。その時まで健康保険についてはB健康保険互助組合に加入しており、年金に対する関心は低かったので、厚生年金保険には加入しなかった。」と供述している上、申立人の夫の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿から昭和 49 年 6 月に、48 年 10 月 1 日にさかのぼって加入手続が行われたことが確認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日が夫の同資格

取得日より後になっていることに不自然さは見られない。

また、申立期間において、オンライン記録上、同居親族（申立人の義父、義母、夫）以外にA社の従業員の厚生年金保険被保険者記録が確認できず、申立期間当時の同僚が把握できないこと、及び申立期間当時の事業主であり、経理、労務関係事務全般を担当していた申立人の義父も既に死亡していることから、申立期間当時の同社の厚生年金保険の取扱いに関する供述を得ることができない。

さらに、A社は、店舗を移転した際に申立期間当時の経理、労務関係書類が処分されているため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる賃金台帳等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。